

## 第23期第21回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成31年2月5日(火曜日) 13:30～15:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實一
第8番	宇野賀津美	第15番	久枝啓一

#### (3) 欠席委員 2人

農業委員 第2番 石山敏夫

推進委員 第7番 高橋眞次

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	原道樹
事務局次長	横川俊彦	農地係長	田中賢禪
農政係長	谷口恭子	主事	池田有里

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

- 農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 農業従事者との話し合いについて



13時30分開会

### ○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員（18）人・推進委員（14）人でございます。よって、「過半数に達しており、」この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### ●藤田会長

皆さん、こんにちは。

まだまだ寒い日が続いております。特に愛媛県地方はお椿さんまでは寒いと、お椿さんがくると段々と温かくなると、後一週間くらいあると思いますが、皆様方はその中で地域農業を伝える第一線でご活躍をして頂いている方、特に今回は現場で農業に従事されている方をお招きしての本日の総会でございます。皆様方、体調管理に十分気を付けられましてこれからの春に向けていろいろ農作業に頑張って頂いたらと思います。

それでは、ただいまから第21回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農業従事者との話し合い」を議題といたします。

その後、農地関係の審議がございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において寺尾 俊行委員と横井 直次委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

それでは、「農業従事者との話し合い」を議題といたします。本日は、お忙しい中、各地区の農業従事者の方に、また、若い農業従事者の代表として、「新居浜市青年農業者協議会」からお越しいただきました。

本日は、新居浜市農業が抱える問題点や現状、また今後の課題や希望などについて農業従事者のお立場から現場の声を聴かせていただけたらと思います。

農業委員会でも以前の提言書を提出できるという制度から、新制度では農地等最適化施策の意見書提出が義務化されました。地域に根差した施策提案を行うためにも、それ以上に農業委員会の本質である、農家の代表として問題の解決に取り組むためにも、皆様のご意見をいただけたらと思います。

まず、事務局の方から資料についての説明をいたさせます。

#### ○横川事務局次長

本日お配りしました農政資料別記及び郵送いたしました資料について、簡単にご説明いたします。お手元の農政資料別記をご覧ください。

まず農家数についてですが、(1)番の表の様に減少を続けており、20年前と比べますと約750名程減少しております。また(2)番の認定農業者の推移では当初6名からスタートし、平成21年の41人をピークに直近では30名程度で推移しております。なお1月31日時点では31名の方が認定農業者になっておられます。

農業者の減少を受けて、耕作地の遊休農地化も進んでおります。(3)番は毎年行っております農地パトロールの結果です。本年度の調査結果では約76ヘクタール以上の農地が遊休農地化しております。なおこの中には草刈りだけの自己管理農地は含まれません。また本来は全農地を調査する必要がありますが、山間部等の調査は難しく、平地部分が調査の中心となっておりますので、実際の面積はさらに広いと思われれます。

さて郵送資料では、有害鳥獣の駆除についてお届けしております。農林水産課では、猟友会からの有害鳥獣捕獲申請に対して有害鳥獣捕獲許可を出し、有害鳥獣の個体数調整を図っております。最新の平成29年と3年前を比較しますと約2倍の駆除数となっております。以上です。

●藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、現在の農業には様々な問題がありますが、時間の関係上すべてについてお話しいただくことはできませんので、いくつかのテーマに絞りたいと思います。

まず、現在の大きな問題として、現場の支え手であり、農業を引き継ぐべき若者の農業離れとそれに伴う農地の荒廃、遊休農地化がありますが、このことについてご意見をお聞かせください。

●藤田会長

どうぞ、田中さん。

○田中氏

農業の目標の一つに生産性向上があると思うんですけど、一方に遊休農地が各地区増えてきております。そこで一つ確認したいのですが、最近太陽光の発電設備が農業用地を占める割合が増えてきていると思います。それで、現実的に新居浜市の農地についてどれくらいの面積等が転用され発電設備、農地の規模がどんどん少なくなっている、元々小規模農家が多い中で兼業している農家も非常に多い、面積も非常に小さい、しかし一方では遊休農地がありもう一つ太陽光発電設備が農地を主に取得していく。こういう状況の中で農地がどの位減っているのか、何か数値的に分かるものがあったら教えていただきたい。

●藤田会長

今、仰った数値についてはまとめていないので後程資料については事務局に出させます。

○田中氏

分かりました。

●藤田会長

はい、小西さん。

○小西氏

阿島の小西です。先程の太陽光発電と関連したことなのですが、太陽光発電自体はいい事だと思うんですけど、太陽光発電を管理している会社と個人とこれらが倒産した

時、その時は誰が管理するんですか。それをお聞きしたいのと、それと太陽光発電をした場合水路の清掃とかそういうのはどうなるのかお聞きしたいと思います。

●藤田会長

今、よく問題になっている太陽光発電の許可等については我々農業委員会、その上の愛媛県農業会議の中で転用の許可が下りるわけですけど、それらの事について審議することは農地法に絡んだ関係の事だけしか審議はできない。農地を転用した時に周辺農地へ及ぼす影響、草が生えるとか転用したことによって排水がどのように流れていくのかというような事についてはいろいろできますけど、周りに対して影響するという事については、農地法にかかる事について審議はできますけど、今よく聞くのがパネルが有った関係で反射をして眩しいとか、それができた事によって地域の生活環境が変わってくるという事については農地法の中には含まれませんので、いろいろな事についての制限は我々の関係の中ではできないと、それと、倒産をした時にどうなるのかというと、我々が聞いているのは例えばそのままになって産業廃棄物になった時にどうするのか、今までの事例でみますと、小豆島の手島で業者が産廃を捨ててそのままにしてその会社が無くなったと、最終的にはその自治体が全ての責任を負うというようなことをお聞きしているわけで、周辺の農地の転用の意見書が出てきた時に、地元の改良区がいろいろ意見書を出して指導に努めてほしいと、優良農地の3,000㎡以上については転用の許可がでると愛媛県の常設審議会で審議をされてその時に新居浜市だと周辺の四国中央市か西条市の農業委員会の会長が常設審議員になっていますから、その誰かがきて県の関係者とか地元の農業委員会とか申請者と一緒になって現地の調査をして常設会議でいろいろ報告する、全ては先程申し上げましたように農地法に絡んだ事しか審議ができないというのが今のところでございます。

●藤田会長

はい、加藤さん。

**○加藤氏**

垣生の加藤です。よろしくお願ひします。耕作放棄地なんですけど、新規に就農するとか規模を拡大するとかいうような場合に今の耕作放棄地について地権者の方に土地を貸す、貸さないとかいうような部分はどれ位把握されているのでしょうか。

**○横川事務局次長**

今の所、新居浜市の農業委員会の方で3つくらいの方法があります。1つは、直接新居浜市の農業委員会にここを貸したいというように言っていただいたものを登録する。もう1つは、農地パトロールを行った後に遊休農地の方に今後どうしますかという意向の調査をしております。その中で人に貸したいんだという所がある場合にはあっせんの対象の1つとして表にまとめます。最後に、今委員さんの方でも回っていただいております農地基本台帳調査の一番最後の所に農地をお貸ししたい方についてはご希望を書いて下さいと、地番等が分かる方についてはそれも書いていただければあっせんの表にも入れます。最終的にはその3つを新居浜市の農業委員会のホームページで個人情報もございますので、面積、地番をお出ししましてご覧いただいて興味がある場合は農業委員会の方へご連絡下さいという方法を取っております。それと、県の間管理の方なんですけど、こちらの方は遊休農地についてはご報告を差し上げておりますけれども、なかなか借り手の方とのセッティングが難しいようで設定ができていないと、一応こちらの方から報告については上げております。以上です。

**○加藤氏**

さっきの中にも新規就農者の方が農地を借りることに苦労したという文があるし、農地を拡大する場合でもこの辺の土地で農業をしたいというような時ビジュアルで分かるようにしてほしい。新しく始めよう、拡大しようとした場合にパッと見てこの辺が空いている、と分かりやすいものが有ればもっと業しやすいと思うのですが。現状、貸し出す遊休農地のどれくらいの方で何パーセントくらい貸してもいいという形になっているのでしょうか。

**○横川事務局次長** 遊休農地に限らず、今、自分で耕作をしているのだけでも高齢化になってしんどい、というような方もいらっしゃると思いますので特に遊休農地に限ってのパーセンテージは今のところ出しておりません。

**●藤田会長** いろいろ貸出とか農林水産課の方で全国的に人・農地プランというのがありまして、農協の旧の事業所、12ヶ所の中で人・農地プランを農水の方で作成して、それを我々農業委員、最適化推進委員が状況を把握してまずは地域の中で先程加藤さんが言われたように、規模を拡大したい時にこういった土地がありますとか、あっせんの話合いをしたり我々委員会の中で委員が仕事として今年から更に強化してほしいと言っていますから、まずは地域の中で広げていく、その中でいろいろ協議をしていただいたらありがたいんじゃないかと思います。他にいろいろここで決めるというような事ではないですので、いろんなこういった事を提案、取り組んでほしいとか、これはどうですかというような事をご意見に出していただいたら、特に担い手がないと担い手を育成する為にはこういった事をやってほしいと、今、青年農業者の神野さんとか岡田さんが来られているので他の各支所から来られた方も含めてこういった事も取り組んでほしいなどいろいろご意見を出していただいたと思います。

**●藤田会長** はい、佐々木さんどうぞ。

**○佐々木氏** 高津の佐々木と申します。新居浜市は農振地域の指定をされているわけですね。農振地域についてある国会議員に尋ねたところ、相当の補助がでているはずだと、その恩恵に被っているのだから少々の事は我慢しなさいという回答があったわけです。その点、新居浜市において農振地域の指定を受けた為にどれ程の国又は県あるいは市に補助を得ているのか。農振地域であるという理由によってそういう恩恵を受けているのに具体的にどういうものがあるのか教えてほしいのですが。

●藤田会長

特に新居浜市は49年に農振の指定を受けるときに新居浜市内で最低限度200ヘクタールを取らなくてはならないという事で設定されている。それが、ずっと残ってその時に他の都市計画区域の調整区域であるとか市街化区域であるとかいろいろ設けられたのですが、そういった中で今言う農振農用地が地域的に見ると地域指定が平坦な所という大生院と荷内、山では大島と垣生と、後は新須賀とか宇高が一丁目から四丁目までその周辺で一筆指定でなされているとお聞きしていますが、農用地が少ない関係、広い所では優遇措置がいっぱいあるんですが新居浜市では数が少ない。この最近色んな農用地では施策というのは聞いていないというのが今の現実ではないかと思います。

○佐々木氏

私ども詳しい事、分からない所があるんですけども農振地域の指定の経緯について経過を説明していただけますか。そして、農振地域の中でも特に農用地という指定があるんですけど農用地に対する法がどういう内容のものであるか説明していただけますか。

●藤田会長

農業振興区域というのは新居浜市の広く山を除いたところ、平坦である。農用地という一般的に青地というのが先程申し上げたところで、そういった中で特に固まってある高専の前から新須賀の下を向いてあり、後は宇高の辺りは点々と住宅と混在をして一筆ずつ指定をされていると聞いている。どういう経緯で指定を受けたのかは個人的には聞いていなくてその当時の営農意欲に燃えた人達がここを守っていこうというようなことで指定の申請を受けられたと思うのですが。

○佐々木氏

この法が決まった経過とかその内容を少し説明していただきたいのです。ここに資料があるんですけど、29年の5月8日この時に新居浜市農業施策に対する意見を出しております。この中で小規模を救う為には基盤整理とかその他の農業資産が必要になってくるような事らしいですけど先程申しましたようにそれ程国あるいは県、市から補助金

があるんであれば農地の基盤整理をする場合にこれらに対する補助がなされるのかどうかそういった事を含めて、農振地域の事に関しては私達の方では詳しくは分からないんですけれども国会議員の話では相当の恩給を受けているという話なんです。ですから、どのようにすればそのような補助金を受けることができるのかという事をお聞きしたいです。農振地域について詳しい説明があればこちらの方でも対応の仕方があると思うんです。先程、あちらの方から発言がありましたけれども新居浜市の農地は実質大規模に適したような状況の所ではないんですよ。例えば、後継者が新しく農業に専念したいとした場合、自分達が望む農地が無いわけですよ。上部の方でもおそらくそういう例が多いと思うんですけど、先程話がありましたように一反に満たないような田んぼがほとんどであると、そういう所を新しい後継者にそのまま引き継いでくれというのは妥当なのかどうか、そういった事も一度考えてみないといけないのではないかと思うんですよ。そういう所を基盤整備する為には多額な金額が要するわけなんですよ、それらをやろうとした場合補助金が下りるのかそれを知りたいのですが。

●藤田会長

今、言われる国からの補助事業については農振の農用地でないと補助はおりません。新居浜市はごくわずかですから、それ以外の所ではできませんので、市が単独で取り組んでいかなければいけない、いろんな事についても担当課が地元の改良区などと協議をしながらそういった事にも取り組んであればあるんですけど全く今まで聞いた事がないので、まずは今の所できないという事になっております。

○佐々木氏

今、宇高地区が農用地なんですよ。宇高地区でそういう事をやりたいという意向があって計画をすれば補助金は下りるのですか。

●藤田会長

今、面積が国の中間管理事業の見直しをやりながら言われているのが全体では10ヘクタール以上とかになると採

択されるとか、それではいけないから5ヘクタールと言ったりと、今そういった事でできない事はないのですが地元の改良区と担当課でいろいろ協議していくんですが、なかなか新居浜では広い面積でというのはなかなか難しいと思います。

○佐々木氏

それは、おかしいと思いませんか。対象にならないような所がいつまでも農用地で規制されたままでいなければならない農家の実態。これに対して市の方はどのように考えているのですか。

●藤田会長

我々議員も立場上いろいろな事で提案したり、お願いしたり、要望したりしていくんですけど、市長の方にもよく言われる農用地の場所の変更については、それに変わる面積が確保できるのであれば全くできないことはないと言われてますけど他の指定でない農地についてはなかなか農用地に入れて下さいという所はできない。

○佐々木氏

今の宇高の実態はご存知ですか。よくそういう所を調べてこれまで昭和44年に農振地域の指定が出されているわけですね。確か、新居浜市がその農振地域の指定を受けたのが47年から48年の間にかけてと聞いております。それから現在まで50年から経っているんですよ。その間に私達が聞いている範囲では5年ごとに見直しをするというような約束を得ていると話を聞いている。先程、事務局にお伺いしたのはそういう経過がどういようになっているのか私達にも教えてほしいということなんです。今、分からないのであればよく調べて、農業者のプラスになるような方法に導いてほしいと思います。

●藤田会長

はい、分かりました。担当課にお尋ねして皆様に資料にて報告させていただきます。

はい、田中さん。

○田中氏

今の農業振興地域の事ですけど、私の所有している地区は農業振興地域で以前から言われてきたのは自然環境を保護する為に農業用地として専属で農業をやらないかと、一

方新居浜市の土地計画法に基づく農業専用地域が徐々に変わっていきますけど、農地法は土地計画法とは関係なしにここにきているわけですよ。現実的に大生院地区の地権者がすごくいるんです。各家で1ヘクタール持っている農家はほとんどいない。各地権者が1アール未満のもので、もう農業を辞めようという方が非常に多い中で何をしようとしているのか疑問に思います。本当に何を目的でしているのか議論すべきだと思います。

●藤田会長

農用地の問題については議会でもいろいろ質問が出て最終的に答弁では代替の土地もないし難しい、そういった農地法で縛られている所は全国の各自治体にも新居浜に類似した所もあるだろうと、市長会等でいろいろその問題を提案して改善策を探っていきたいと、今のところ先程も申し上げましたがそれに代わる農地がなければ変えれないというのが今の農地法の縛りであります。情報等が入りましたらお知らせしたいと思います。

○佐々木氏

先程、申し上げ間違えたのですが白旗 愛一市議は市会で質問しております。その時に提案しております。その時の記録があるはずですから事務局はどのような対応をしているのかどのように理解しているのかそういうところも十分調べて農業委員会の方で図っていただきたいと思います。

●藤田会長

農地の問題についてはここで1つ区切りをつけて、次に問題になっている有害鳥獣の問題について特に農業の現場を脅かす非常に大きな問題になっておりますがこれらの有害鳥獣の被害等々の対策について皆様方のご意見を願いたいと思います。はい、矢野さん。

○矢野氏

先程農用地の区切りと言ったのですが、私も言いたかったのは私の住んでいる高専前の所の木、西側手の方は全部農用地になっているんです。その所に役所が道路が出来たという事で非常に南京ハゼが蔓延るといふか、すずめが隠れて稲ができた時に稲を食べてしまう。鳥獣の方で被害を受けて、私は稲を作るのを辞めたと稲から撤退している

人もおいでるくらいで、農振地でありながら鳥獣害を役所の方に何度かお願いしたのですが、改善がされずに今だに困っております。祭り前に木を切ってほしいと言う事である程度、枝は切ってくれたのですがそれは太鼓台が通るのに邪魔になるからというのが前提でそこら辺どう考えているのか教えていただきたいです。

●藤田会長

今、言われる高専通りですが南京ハゼについていろいろ稲作の関係者から我々もよく聞きました。担当課の方に働きかけをしておきます。

以前はイノシシ、鳥と言われていたのがサルもきているというような事で、現場でいろいろな耕作をされる人に対しては耕作意欲を無くす、いろいろ担当課から聞くと対策についてはこういった事、と聞きますがなかなかこれといって適格なところになっていないという現状です。イノシシとか上の方ではシカの被害があるのですが、これらについてはワイヤーメッシュとか電気柵をすればそれなり守れるのですが鳥はネットをかければ守れるが、サルはそれ以上に大変です。サルの被害については今、煙火花火を打つと猟友会の方に話を聞くと今は何とか効いているがそのうち慣れてくるとサルとの知恵比べになって新しい事を考えていかなければいけないと言われていています。防護ネットとか補助事業はどうなっているのか。

○横川事務局次長

市の独自の補助事業では、農業委員会だよりの方でもご紹介はしたのですが有害鳥獣のネット、ワイヤーメッシュであるとか、電気柵等の防御施設をつくる時に資材の購入費の方の補助というのはございます。基本掛かった材料費の半額で1千円未満切り捨てで上限5万円という事で農林水産課が担当で今年から事業を立ち上げてやっております。ただ、予算的なものが今年初めてですので予算上限までできましたら打ち切りになってしまうという話は聞いていますので、もし、ご希望の方がいらっしゃいましたら早めにお申込みをいただけたらと思います。

●藤田会長

はい、渡邊さん。

○渡邊氏

角野の渡邊です。耕作者の方が地主に戻して地主さんが不動産にお願いした場合に、農協で調べてもらったのですが管理してくれないのです、不動産さんに任せの場合。農業委員会ではそんな場合は行って管理してくれるのでしょうか。

●藤田会長

荒廃農地の管理についてはよく周りの方々から苦情が上がってきて役所にかかっている。役所の環境保全課から農地であれば農業委員会等へ回ってくるのですが、農業委員会の方では所有者を調べてその方をお願いする。個人の専有物ですから。中には所有権と耕作権が分かれている農地、本来、耕作権の方は耕作していないと権利が弱くなると思うのですがなかなか保全管理もでききれないというような事で、今、渡邊さんが仰った農業委員会へ言ってこられても現地へ行ったり、手紙を出したり関係の方に働きかけはしていきますけど、それ以上についてはそれぞれ個人の専有物で管理はできない。

○横川事務局次長

はっきりとしたお話は分からないのですが、おそらくは不動産屋の方にその土地を売りたいので管理も含めてお願いしたいというお話じゃないかと思うのですが、そういう話になると管理も含めて委託をされているという事で農協の方ではなかなか手が出せないという状況ではないかと思えます。

○渡邊氏

農業委員会でもそのようなものですか。

○横川事務局次長

農業委員会の方は先程会長の方からお話があったんですけど、農地法にはちゃんと管理をしなければならないという事は書いてあるのですけれども、まず所有者さんがやるべきですよ、というように定義づけされてますので、農業委員会としてはまず所有者、耕作者の方をみつけてその方へ手紙で連絡を取ってちゃんと管理して下さいとご連絡はするのですが、直接農業委員会の方で出かけて行ってそこを管理するとかそういった事は専有物ですので農業委員会

の方では管理はしておりません。

○渡邊氏

分かりました。田を作っている人が困るのは隣接の荒らされた土地の管理を農業委員会からしっかり管理を指示していただくようにして頂けたらと思います。よろしく願いします。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に伺いますのは、農業の現場を直接脅かす存在の有害鳥獣の問題についてです。丹精込めて作った作物に被害が出て、やがて廃業に追い込まれる場合もあると考えます。現場での被害等はいかがでしょうか。どのようなことでも結構ですので、ご意見のある方はお願いします

●藤田会長

今日は青年農業者協議会の方もいらしておられますが、皆さんにお尋ねしたいこと、この場でお伝えしたいことなどございますか。

●藤田会長

どうぞ、岡田さん。

○岡田（昇）氏

今一番直面するのは、人手不足なんです。今、僕と家内と父もやってくれているんですけど先は当てにできないという時がくると思うんです。その時に、国が何か外国人労働者とかそのようなことが市の方で労働者の確保というのはないのでしょうか。

●藤田会長

こういった事も関係課へ働きかけ現場の声がありますという事で要望して参りたいと思います。

○岡田（悦）氏

もう3、4年後にはこういう問題が出てくると思います。どうしようかと今悩んでいます。

●藤田会長

施設園芸は他と違って、稲作とか何かは多少自由がきく、ゆっくりできますけど施設園芸になると人でがないと困るということですので、今のご意見を関係機関に働きかけたいと思います。

○岡田（悦）氏

よろしく願いします。

●藤田会長

はい、田の上の岡田さんどうですか。特にお父さんと一緒にいろいろされていますが、岡田さんは青年就農基金というのは受けておられるんですか。

- 岡田（昴）氏           はい、受けています。
- 藤田会長               その点についてはどうですか。
- 岡田（昴）氏           ありがたいですね。
- 藤田会長               神野さん何かないですか。
- 神野氏                  個人的な見解なんですけど、新居浜市に特産物がない。西条市だと絹川ナス、新居浜市という和白芋という大きな財産があるので、僕としては大島の活用法を考えていただきたい。ここ何年間でどうしてもイノシシの被害が多く狩っても鼬ごっこで増える一方でどうにもならない状態、生産者は何年か前まで凄く居たんですけど今は片手くらの人数しかいない、守っていくとって七福芋本舗と、後個人的にやられている方が何名かという状況なんですけど、何かしら法人格で入っていきこうものにもハードルが高過ぎて入っていけない、かたや交通の便もあるしイノシシの害、土地の事に関しても段々という所もあるので。今の白芋の状態は作れば売れるという状況なので生産力を上げたいというのも考えているんですけどなかなか実行に至らないというところであるんですけど、そこで農業委員会とか何かしら力を入れていただければ、事業化できれば少なからずプラスになるんじゃないかと思います。
- 藤田会長               小野（輝）さん何かないですか。
- 小野氏                  農業委員の皆様と推進委員の皆様には頭が下がる思いです。よろしくをお願いします。
- 藤田会長               白鳥さん何かないですか。
- 白鳥氏                  ここに来るのが10年振りぐらいかと思います。当日と意見書に出される内容が変わってないという事でこれは永遠のテーマだと思います。まず、耕作放棄地の所から言わせていただくと耕作放棄地の解消、担い手に預かっていたかと言われますけど、預かり手としたら自分が作る物が時間をかけて作らないといけなくなりますから作る物で高く売れる物なら預かりますよ。今、昔と違ってお米が安いですよ、米が一番簡単ですから、その次が里芋にな

る。里芋になると土居に負けますよね。新居浜で作られても出荷は土居の方に行かれますよね。これが、新居浜市の大きな問題点。何を作ればいいのか、例えば僕らでしたら今の状況でしたら野菜をこれ以上増やす事ができないので農地を借りようと思ったらお米しかないです。米を今からどんどん増やすつもりにもならない、お米については前回の時からお話をさせてもらってるんですけど神野農機さんが今学校給食に入れられています。なぜ新居浜市は得てないのか、行政の方である程度単価を決めて商品を集めて農協と行政的なタイアップをすれば対応ができるはずだと思うんです。なぜしないのかが1つ、それ以外に新規就農者で認定農家になる基準がありますよね。これについて、前年とか何年かの数字が必要だと思います。これを、新規就農者の方についてはある程度の規模拡大の要因がある場合については早く認めてあげてほしいと、認定農家でしたら近代化支援がお借りできると、認定農家になれなければ近代化支援お借りできないので他の所で借りなければならないという事案が現在出ています。それと、担い手の方の問題については農業委員さんに、委員として来れる環境を地区内で作っていただきたい。僕が10年前に辞める時にも地区の方からは続けてやりなさいという事を聞きましたけど、僕は後がいる間は変わります、じゃないとここに来ている方は現状の話が分かっているんです。ここに来ない方は大まかな事しか分かっていない。だから新しい方を段々と入れていただいて総会を盛り上げていただきたいという気持ちがあります。それから、有害鳥獣については農家だけの問題ではないと思います。一般家庭の問題でもありますので予算を農水で取らなければいけないとかそういう問題じゃなくて行政全体で金額を考えていただいて少しずつは増えていると思うんですが金額をアップするなり、後サルの問題、後々猟友会の方はサルを捕ったけどどうしますかと言ったら1円にもならない、のに

反しますよ、それも困りますという返事をされたらしいのでこういう点は早急に解決をしていただきたいという事です。とにかく、行政と農家と関連団体が本気になって取り組まないと表面だけの事と言われても前には進まないと思うのでお願いしたいと思います。

●藤田会長

松木さん、何かないですか。

○松木氏

耕作放棄地の草の除去の時期を行政の方から指導を入れていただきたい。僕達から言ってもなかなか聞いてくれないのでそういうところもいろいろ考えてほしいです。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

本日は、現場の貴重な声をお聞かせいただきありがとうございます。また、本日のような会を重ねながら行政への要望を重ね、皆さんの声を市政に反映させてまいりたいと感じております。皆様にも今後とも農業委員会業務にご協力いただきますようお願いいたしまして、本日の話し合いを終了したいと思います。本日は誠にありがとうございます。

以上をもちまして、農政関係の議題がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時50分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。

加えまして参考事項1件がございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原事務局主幹

議案第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に

関する法律第3条第1項の規定に基づき、承認申請書が提出されましたので、当会の承認を求めます。

2ページをお開きください。

申請件数は、第1番から第38番までの38件、申請地は、畑、46筆、合計面積29,007.14平方メートル、土地権利者は、(1-1)さん外57名、申請人は、新居浜市自然農園を考える会です。権利の種類は、使用貸借件設定で、第1番から第37番までは再設定、第38番は新規設定で、その期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

以上、申請内容については、1区画の面積が10アール未満であること、期間5年以内の貸付であること、借りる人が営利目的で農作物の栽培を行わないこと、また、相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること、各要件を申請人が作成しています「貸付規程」にて確認しております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番から38番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

4ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

ます。内容といたしましては、田6筆、畑2筆面積7,642平方メートルでございます。

5ページをお開きください。

申請は、2番の(2-1)さんから6番の(2-5)さんの5件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年2カ月間が2件、3年間が2件、3年2カ月間が1件。利用権の種類は、使用貸借4件、賃貸借1件。すべて新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ここで、当日資料の1-1をご覧ください。

平成30年11月16日農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号における、共有持分の過半を得て、設定する利用権の存続期間の上限は5年でしたが、20年に延長されましたことをご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、2番から6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

#### ○原事務局主幹

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第5番の1件でございます。

7ページをご覧ください。

第5番は、萩生字岸ノ下、田、1筆、面積2,101平方メートル、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在、6反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### ●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、5番について、地元委員であります合田 有良委員から、ご報告をいただきます。

合田委員お願いします。

#### ○合田委員

調査した結果の報告を致します。この調査書に書かれてある内容は全くその通りであり特に誤った記載はないのでご報告しておきたいと思っております。ただ、実質(3-1)さんはここには耕作面積6反くらいとなっておりますけど、2町、3町稲作を中心に耕作をいたしております。面積が広いだけになかなか管理が行き届かないという面は否めないというように思っておりますので、できるだけ周辺に迷惑をかけないような管理の仕方をして

下さいと伝えております。特に問題はございません。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第3号5番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

9ページをご覧ください。

1番、外山町、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、農業用資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、1番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、曾我部委員さん。

○曾我部委員

553平方メートルの農業用資材というのは具体的に何でしょう。

○田中係長

今、出てきておりますのが進入路であるとか、既存の果

樹サクランボ、スモモを置きつつ育苗ハウスという事で肥料ですとか農薬とか腐葉土の置場の予定をされているということです。書かれているのでは、イチゴ、レタスとかの育苗ハウス、聞いているのではダイキなどで売っている黒のビニールハウス、ああいった物を5メートル×3メートルぐらいの間隔でそれを4つ予定されている。農業器具なんかコンテナですとか台車、パレット、そういった物も置くような事で耕耘機、トラクター置場、肥料等の置場20平方メートルぐらい予定をされているというような計画にはなっております。後のスペースについては選別とか乾燥等の作業スペースということで計画の方はされているようです。以上です。

○曾我部委員

この方どれぐらいの面積を作付けされているんですか。

○田中係長

今は3反程お持ちということですね。

○曾我部委員

たい肥を置いたり施設園芸というのは転用する必要はないでしょ。

○田中係長

200平方メートルを超えますので200平方メートル以内であれば転用は不要ですが、200平方メートルを超えるものについては転用が必要となっております。

○曾我部委員

3反ぐらいで553平方メートルも転用しても解せないもので後々の管理、一度許可したら終わりですからね。農業資材置場以外の物になったりとか、あまりに面積が広すぎると思いますのでこの辺りきっちり後を見てほしいです。

○田中係長

その辺りは行政書士を通じましてするように致しておりますが、申請書上ですね当然先に県に見ていただいている、この計画であればというような事でこの会に臨んでおりますのでその辺りご了承いただければと思います。あくまでも、今の計画段階でありますのでそれ以上の事は審査できる事ではないんですけど。以上です。

●藤田会長

はい、合田委員さん。

○合田委員

先程、果樹の樹木が植わっているとか、ハウスの材料を置いてあるとか肥料を置いてあるとか、これは転用しない

と置けないのですか。

**○田中係長**

200平方メートルを超えるもの、これが面積の限度です。200平方メートルを超えるもの、こちらについては許可が必要です。以前の玉葱置場の時も転用をとったと思うのですけれども、やはり200平方メートルを超えてしまうと敷地面積なので、敷地面積が200平方メートルまでで農業用のものであれば許可は必要ないのですが1平方メートルでも超えてくると許可が今の現行法では必要ということになっております。

**○合田委員**

曾我部委員さんの疑問ももつともだと思うのですが、それだけの分で500平方メートルが必要なのか、農地転用までして他に目的があるんじゃないかと思うんですけど、農地転用をしてメリットは1つも無いですよ。

**○田中係長**

委員さん達が仰ることはごもつともだと思えます。ただ、我々は申請主義で書類上での不備があるかないかこちらの審査になっておりますので、委員さん方は農業に携わられていてそんなのが必要なのかという事もあるかと思いますが、我々としては面積的なもので空白がないように土地利用計画図だとか書類上の審査でしかなくて必要という事で申請されているという認識でやっておりますのでその辺り知識不足の所も当然我々はあると思うんですが、書類上見ている限りでは許可相当というような事で今回あげさせていただいておりますので、その後他の事にされるのではないとか、どこも同じような事で太陽光についてもそのような事があるのではないとか、資材置場としてとって違う事に使うんじゃないとか、それを言い始めるとなかなか前に向いて進まないというのが現状ではあるのではないかなと思います。ですが、書類上でそれなりの書類が上ってきたのでこの会にかけている、もちろんそういった事が見えているのであれば事前に事務局の方で止めるような事にはなっている、申請段階では予定という事で我々は動いておりますので、その後違うものになったじゃ

ないかと言われてもなかなかそこまで見抜けるかと言われると難しいのが現状ではあります。そういった所が無いようには努力しているつもりですが、全て防げるのかと言われると実際に駐車場と申請しているのに、太陽光になったとかそういったものの中にはございますのでなかなか全てを規制するというのは難しいところは実際にございますが、申請上の書類審査ですのでその辺はご理解いただけたらと思います。

**○曾我部委員**

分かりますが、3反くらいの転用を目的が農業用資材という事を私は言っているわけで、目的が他のものであれば私もこんなに言わないですよ。申請がきて申請に基づいて受け付けましたでは駄目なんです。ここでおかしければ本人に聞いて、本当に間違いがないか厳しく話をして、これでは農業委員会の会は通らないというくらいまで話して、これは間違いないと言って受け付けているならそれでいいです。受け付けた後本人がどうしようといいますが、そんな事の受付では事務局としては駄目だと思います。だからどれくらいこの方と話をして、本当に間違いがないのかとどれくらい話をされているのですか。

**○田中係長**

直接、代理人と話しております。

**○曾我部委員**

代理人というのは。

**○田中係長**

行政書士です。全て行政書士なので。

**●藤田会長**

よく言われるこの人はこういうような事があるかもしれないとか、転用するかもしれないとかの推測の事についてはここではなかなか審議はできませんので、どうしてもこういった事で担当職員が言われたように書類で上がってくると不備がなければ、会でおはかりをするという事しか審議ができないと思います。

はい、近藤委員さん。

**○近藤委員**

先月の基本台帳調査の時に記憶が定かじゃないんですけど、農機具関係持っていたのか、奥さんとしかお会いしてないので辞めたいとか言った記憶が残っているんです

けど、横川さんに言って基本台帳の裏側を一度確認していただけたらと思います。僕の記憶間違いかも知れませんが。

●藤田会長

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

基本台帳調査の意見について局長からご報告があります。

○藤田事務局長

農地基本台帳調査の内容確認をさせていただきました。今年については、(4-1)さんは兼業中心でやりたいという報告で上がっております。現状が年間日数100日程度ただ、農機具の方の記入がないのと後ろの希望の方では以前に出てきていたのが、貸したい、売りたいの希望ではございました。本人の方に確認をさせていただいたのですがお休みという事でございます。本人としては兼業中心という形が出てきている事をご報告させていただきます。

●藤田会長

基本台帳調査表では局長がご報告されたことであります。兼業で頑張りたいというような事でございます。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、12件です。

11ページをご覧ください。

30番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

31番、船木 字長野、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

32番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、事務所(1棟)35.64平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

33番、郷四丁目、田1筆、譲受人は、(5-4)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)113.10平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

34番、萩生 字旦之上、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

35番、星原町、畑2筆、譲受人は、(5-6)さん。

内容は、自己住宅78.31平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

36番、庄内町五丁目、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。

内容は、賃貸共同住宅(2棟)336.36平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

37番、下泉町一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-8)さん。

内容は、自己住宅102.68平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

38番、清水町、田1筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

39番、沢津町二丁目、田1筆、譲受人は、(5-10)さん。

内容は、建売住宅(3戸)172.03平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

40番、郷三丁目、田4筆、譲受人は、(5-11)さん。

内容は、建売住宅(8戸)464.04平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

41番、多喜浜一丁目、田1筆、譲受人は、(5-12)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、30番から41番の事案の一般基準につきまして、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、30番から41番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、曾我部委員さん。

○曾我部委員

転用事由施設内容という欄がありますよね。ここに例えば14ページだったら建売住宅（3戸）で172平方メートルとかあるんですけど3戸で172平方メートルという意味ではないんですか。

○田中係長

そういうことです。建築面積です。

○曾我部委員

はい、分かりました。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

15ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

ここで、事務局から連絡があります。

○藤田事務局長

事務局から連絡いたします。農業委員会の先進地域研修でございます。前回、役員会の方に諮らしていただきまして5案の中から2案を設定いただきました。ただ、設定していただいた2案につきましては受け入れ先の日程調整がつきませんでしたので最終的に京都の京丹波施設見学、鵜川棚田保存会、道の駅味夢の里に決定させていただいております。

日程につきましては一応4月10日（水曜日）から11日（木曜日）という事で計画をしておりますので委員の

方で日程調整をお願いできたらと思います。以上です。

●藤田会長

これをもちまして、第21回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

○藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員